

随意契約理由書

1 随意契約に至る経緯

信号機改良等工事（第20回）（設置工事）については、交差点等42箇所の交通安全施設の更新等における工事であるが、条件付一般競争入札として令和6年5月29日に公告し、同年6月20日に開札したが、システム上の設定誤りにより入札取り止めとなった。

2 随意契約理由

(1) 関係機関（鉄道事業者及び道路管理者等）と協同で進める事業計画への影響

再公告を検討したが、入札手続を行うためには一定の時間を要することから、本工事を行う交差点の事業計画を見直す必要がある。再公告の手続きをした場合、本工事の工期末は、令和6年12月4日であったものが令和7年1月15日以降となる。

その影響により、年内に工事を完了しなければならない交差点の工事が遅れることとなり、既に鉄道会社、道路管理者等と協同で進めている事業計画に多大な悪影響を及ぼすことになる。

(2) 民間ビルの改修工事への影響

本工事については、民間ビルの改修工事に伴い、当該ビルの屋上に設置している交通監視用テレビを一時的に撤去しなければならず、至急、工事に着手しなければ、ビル管理者側の工事に悪影響を及ぼすこととなる。

(3) 関連工事への影響

本工事で設置する信号機改良等工事（第20回）（機器製作）については、本工事と同日に開札が行われ、既に契約が締結され機器の製造が開始されている。そのため、契約を早期にしなければ、製作された機器を設置することができず、交通安全施設の更新ができないことから、交通行政に悪影響を及ぼすことになる。

以上の理由から、早急に契約しなければ、契約する機会を失うものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、随意契約を行うもの。

以上